



■燃料について

2015全日本カート選手権統一規則第20条1項2)、2015地方カート選手権統一規則第20条1項2)および2015ジュニアカート選手権統一規則第20条1項2)によりガソリンを下記の通り指定する。

1)全クラス使用する燃料は、藤本石油株式会社で販売される下記のガソリンを使用すること。
(※サーキット内では販売いたしておりません。)

Mobil石油株式会社代理店 藤本石油:滋賀県大津市真野普門3丁目 TEL077-572-1988
営業時間 : 月~土 7:00~21:00 日 7:30~20:00

2)燃料には燃料の性質を変えるような装置を付けたり、添加剤を混入してならない。

指定ガソリン成分表

銘柄 シナジーF1

	(単位)		(単位)		(単位)
密度	0.7579 g/cm3	実在ガム	0 mg/100ml	酸化安定性	600(+)分
色	オレンジ	銅板腐食	1 @50°C3H	未洗実在ガム	14 mg/100ml
オクタン価(リサーチ法)	99.7	ベンゼン分	0.5 容量%	エタノール分	0.5(-) 容量%
蒸気圧	64.0 kPa	硫黄分	0.0003(-) 質量%	含酸素率	0.5(-) 質量%
蒸留性状	初留点	34.5 °C	ドクター試験		
	10%留出温度	52.5 °C	鉛分	0.001(-) g/l	
	50%留出温度	93.5 °C	メタノール分	0.5(-) 容量%	
	90%留出温度	139.0 °C	灯油分	1(-) 容量%	
	終点	196.5 °C	MTBE分	0.5(-) 容量%	
	残油量	1.0 容量%			

■購入方法について

- ①上記指定ガソリンスタンドにおいて、参加受理書に同封のガソリン購入証明書に購入証明印をもらって下さい。
※ 車検時に購入証明書と領収書を提出していただきます。(返却が必要な方は申し出て下さい。)
- ②燃料購入の際は、金属製携行缶を用い、給油ポンプより直接携行缶に入れてもらうこと。

■燃料検査について

- 1)2015年全日本/地方/ジュニアカート選手権統一規則第3章第20条3. により予告なく抜き打ち検査を行う場合がある。それにより違反、失格となった場合、検査費用の一切をドライバー(未成年の場合は保護者)により負担とするものとする。
- 2)採取用として、各ヒート終了時点で燃料タンクに1L以上残しておかなければならない。
- 3)主催者は各ヒートで使用したエンジンオイルのサンプルの提出をドライバーに求める場合がある。

■消火器携帯について

2015年JAF全日本/ジュニアカート/地方カート選手権統一規則 第4章第29条17に則り、各ドライバーは消火器の携帯を義務付けるものとする。
また、公式車検時に消火器の確認、封印(マーキング)を行ないますので、各ドライバーは下記条件の消火器を公式車検時に持参するものとする。

【携帯用消火器の条件】

- 種類:ABC粉末タイプ
- 大きさ:4型(内容量1・2kg)以上
- 使用期限内のもの